（事業報告書の作成）

第九条　［略］

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　センターの目的及び業務内容

二　国の政策におけるセンターの位置付け及び役割

三　中期目標の概要

四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

五　中期計画及び年度計画の概要

六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績の適正な評価に資する情報

九　業務の成果及び当該業務に要した資源

十　予算及び決算の概要

十一　財務諸表の要約

十二　財務状態及び運営状況の理事長による説明

十三　内部統制の運用状況

十四　センターに関する基礎的な情報

［項を削る。］

（事業報告書の作成）

第九条　［同上］

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　センターに関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他のセンターの概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びにセンターへの出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（センターを構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

［条を削る。］

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条の二　内閣総理大臣は、センターが通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第九条の三　内閣総理大臣は、センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

［条を削る。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（対応する収益の獲得が予定されない承継資産に係る特例）

2　独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の成立の際、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）附則第二条第一項の規定によりセンターが承継したな卸資産のうち貯蔵品については、この府令による改正後の独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（以下「新府令」という。）第七条の四第一項の指定を受けたものとみなす。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

3　新府令第八条及び第九条の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）及び事業報告書（同法第三十八条第二項に規定する事業報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

○内閣府令第十七号

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十九号）の施行に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三